

名古屋市瑞穂公園広場及び地下駐車場整備事業

官民対話における質問への回答

- ・名古屋市瑞穂公園広場及び地下駐車場整備事業に関して、令和8(2026)年6月15日に実施した官民対話で受け付けた質問に対する回答を公表します。
- ・質問は、原則として原文のまま掲載しています。

令和8年7月13日

名古屋市

質問 番号	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
1	要求水準書					全体整備内容について	新設される広場・地下駐車場のみの整備としても予定価格内に収めることが極めて厳しいと思われます。 ・貴市で想定している新築と既存改修の内訳や設定根拠について、ご教示いただきたい。 ・今回の要求水準について、既存改修は提案段階、実施段階で貴市と協議をした上で必要最低限の範囲とし、機能的に新築部分が既存地下駐車場と連携して機能するのであれば、問題ないとしていただけないでしょうか？もしくは全てを実施するに足る予定価格の増額をお願いできないでしょうか？ 既存改修については、選定されたDB事業者が計画実施段階で、市とSPCと協議し、保全状況に基づいて、本当に必要な改修を行うという事も考えられると思います。工事期間中の駐車場閉鎖期間を短くして減収を抑えるような進め方ができると思います。ご検討お願いします。	名古屋市として予定価格の内訳をお知らせすることはできません。 今回の官民対話は、要求水準の要望についての回答をする場ではなく、理解の促進のためにあるので、その範囲での対話ですが、要求水準の内容をやるやらないといった議論はこの官民対話ではお答えできません。
2	要求水準書					右記内容による	各所の寸法、仕様設定の根拠・背景をご教示ください。 ①要求水準p. 12 屋根全面にミストが必要としている背景やベンチマークとしている事例があれば教えていただきたい。 ②要求水準p. 15 フェンス高さ1.8m以上としている根拠を教えてください。 ③要求水準p. 20 新設地下駐車場の有効高さ2,300mm以上（各種法令によれば車室上部の有効高さは2,100mm以上だが、2,300mm以上としている根拠）としている根拠を教えてください。 ④要求水準p. 21 鉄部：溶融亜鉛めっきの上塗装仕上げ指定の根拠を教えてください。 ⑤要求水準p. 22 有効天井高さ4.8m以上・広さ1,000㎡の設定根拠を教えてください。 ⑥要求水準p. 24 階段幅180cm、出入口有効巾900mmの設定根拠を教えてください。	①屋根の下の利用者に対する暑熱対策を目的として、屋根全面のミストを計画しています。「別紙06 諸室要求事項一覧」P.2 に示した噴霧部の高圧配管の設置間隔はそのために必要と考えています。 屋根の下の利用者に対する暑熱対策効果があることを示すことができる場合は、これに限らない提案も可とします。ベンチマークとしている事例はありません。 ②計画地に隣接する既存施設に設置されているフェンス高さと同等の設定としています。提案によりフェンスが必要な、落下が発生する恐れがあるような箇所が無い、または、新設施設の安全性が担保できるのであれば他の仕様での提案も可とします。 ③国土交通省の標準駐車場条例の改正があり、それに伴い市の条例変更を見越した設定としています。 ④瑞穂公園内に新設した溶融亜鉛めっきの手すりに錆が発生しており、懸念しています。懸念点をクリアできる仕様提案であれば提案も可とします。 ⑤1,000㎡は本市の議会で答弁している数字です。イベントなどの際、広場に車両が通行することを想定して、広さも踏まえてバランスの良い高さ設定としています。運用などを踏まえた提案も可とします。 ⑥名古屋市福祉都市環境整備指針に準拠する寸法としています。
3	要求水準書					右記内容による	要求水準書に示される下記項目（発電設備・換気設備・ミスト噴霧設備）の設定根拠をご教示ください。 ①発電設備の設定根拠を教えてください。 ②地下駐車場の換気設備の設定根拠を教えてください。第一種換気方式の指定であるが、一般的には第三種換気方式が取られることが多い。第三種換気方式を取る場合、補助として搬送ファンを設けて、空気を攪拌することで十分問題ない換気が可能であることから、第三種換気方式で提案することは可能か。 ③屋根付き広場及びミスト広場に設けるミスト噴霧設備の設定根拠を教えてください。	①発電設備としては、防災センターに総合操作盤を設けるため、2時間以上の連続運転が必要と考えています。それが可能なものとして日本内燃力発電設備協会が定める長時間形を想定しており、これは一般的な仕様だと考えています。 発電機に接続する保安用負荷については主に、建物管理のための防災センターの設備、地下駐車場であることから排水設備、安全な出庫のための駐車場管制関係設備、広域避難場所として一時避難を想定した屋外照明等に給電する計画です。 ②既存駐車場の方式が第一種換気であること、また、駐車台数をできるだけ確保する観点から、新設駐車場にはドライエリアの設置が合理的ではないと考えており、外気導入経路としてスロープのみでは不足すると考えていることから、第一種換気を採用することとしています。 なお、入札説明書に記載の駐車台数が確保できることを示せば、第三種換気とする提案も可とします。 ③屋根付き広場に設けるミスト噴霧設備については、質問番号2 ①の回答を参照ください。 ミスト広場に設けるミスト噴霧設備については、質問番号11の回答を参照ください。
4	諸室要求一覧					右記内容による	要求水準書に示される下記項目（既存施設の側溝更新、塗床全面撤去の上更新）の設定根拠をご教示ください。 ①側溝更新の根拠を教えてください。 ②塗床 全面撤去の上 更新の設定根拠を教えてください。	①②とも、利用者の安全対策の一環として位置づけています。 例えば、側溝蓋の滑り止め対策や床面表示の変更による安全性向上などを意図しています。

質問 番号	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
5	要求水準書 諸室要求一覧					右記内容による	下記の各設備関係項目について、計画の背景及び目的を踏まえて必須の内容ではなく、建設費の増大に影響していると考えられます。内容の精査をお願いしたいと存じます。 ①要求水準p.26 既存施設の既存設備は、近年に改修したトイレ設備、エレベーター設備の改修済み部分、近年に設置した駐車場管制設備のリース設置部分を除き、関連する配管・ケーブル・配線・機器類等すべて撤去新設するものとする。	①新設施設と既存施設の駐車場を地下で接続し、長期的に一体的な利用・管理ができるようにするため、既存施設の既存設備を全て更新する計画です。また、既存施設の既存設備は「建築物のライフサイクルコスト」に記載の計画更新周期によると更新時期を迎えていることから、全ての設備を更新する計画としています。配管等については広範囲に渡るため、本工事での全面休止タイミングが適切であると考えています。 設備計画の共通事項に「既存施設の既存設備は、近年に改修したトイレ設備、エレベーター設備の改修済み部分、近年に設置した駐車場管制設備のリース設置部分を除き、関連する配管・ケーブル・配線・機器類等すべて撤去新設するものとする。」を記載した意図は、「別紙02 事業区域図」に示した既存施設内の既存設備を全て対象にしていることを示すためです。 他の項目で、具体的な撤去新設等の記載をしている箇所については、上記文章では示せていない既存施設範囲外で改修が必要なものや、詳細な説明が必要だと考えたものについて記載をしています。既存施設範囲外で改修が必要な主な部分については「別紙01 位置図」の中に改修範囲として示しています。
							②要求水準p.32 既存の高圧引込配線および配管は撤去とし、新たに高圧引込を行うこと。 ③要求水準p.33 既存電気室に空調機を新設すること。 ④要求水準p.34 レクリエーション広場の既存緑地部散水設備は配管を含め撤去新設を行うこと。レクリエーション広場の既存スプリンクラー散水設備の既存配管、附帯機器の撤去を行うこと。	②質問番号5 ①の回答の考え方により、全て更新する計画としています。既設高圧引込部の切り離し、屋内キュービクル側での切り離しのみ行い、途中の配管配線を残置することとした場合、将来の工事の際に不明配管となるおそれがあります。このためこの事業で撤去する方針としました。ハンドホールや接地極についても、同様の理由で撤去の方針としました。 高圧引込のルートについては、合理的なルートをご計画ください。 ③既存電気室には空調設備が無く、猛暑の際の既存電気室内の設備が高温による故障をしないように必要と考えて計画しました。既存電気室に受変電設備を設置しない場合は不要です。 ④質問番号5 ①の回答の考え方により、レクリエーション広場の既存緑地部散水設備は配管を含め撤去新設を行ってください。既存スプリンクラー散水設備については故障しており、ヘッド付近の地下駐車場との貫通部分の配管は残置とし、それ以外のレクリエーション広場のスラブ下の屋内露出配管、附帯機器等は撤去する計画としています。
							⑤要求水準p.34 野球場西側の既存上水引き込み管100Aは新設引き込みの際に縮径する計画として、野球場（スタンド側、外野トイレ及び南ひろば等の3か所）の給水使用量から縮径を実施すること。 ⑥要求水準p.34 野球場（スタンド側、外野トイレ）及び南ひろばの自己品量水器の撤去新設を計画すること。 ⑦要求水準p.35 既存箇所の給水設備について、給水方式の変更に伴い不要となった既存配管を撤去すること	⑤上下水道局との協議に基づき、設定しています。 ⑥質問番号5 ①の回答の考え方により、野球場（スタンド側、外野トイレ）及び南ひろばの自己品量水器の撤去新設を計画してください。 ⑦質問番号5 ①の回答の考え方により、既存箇所の給水設備について、給水方式の変更に伴い不要となった既存配管を撤去してください。不要となった配管を残置すれば、将来的な施設の建て替え時に支障となったり、見誤りによる誤接続の恐れもあります。そうした理由から撤去しておくべきと考えています。
							⑧要求水準p.35 新たな引き込みに伴い野球場取引用量水器から分岐以降の既存施設用の屋外埋設給水管及び量水器区は撤去埋戻しを行うこと。 ⑨要求水準p.36 防災センターは特殊消火設備を設けることを基本とする。 ⑩要求水準p.36 既存施設への新設施設の接続に伴い、既存泡消火ポンプは、全体を含めて新たな機器選定を行うこと。	⑧質問番号5 ①及び⑦の回答の考え方により、野球場取引用量水器から分岐以降の既存施設用の屋外埋設給水管及び量水器区について撤去埋戻しを計画してください。 ⑨防災センター内の設備損害がない消火方式にするため記載しています。防災センターへの特殊消火設備の設置が必要か否かは、関係法令および所轄消防署の指導等に従うことになります。 ⑩質問番号5 ①の回答の考え方により、既存泡消火設備の更新含めて地下駐車場の泡消火設備を全体で計画してください。

質問 番号	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
6	要求水準書 諸室要求一覧					右記内容による	下記の各設備関係項目については、維持管理による長期修繕計画にて実施される内容であり、建設費の増大に影響していると考えられます。内容の精査をお願いしたいと存じます。 ①要求水準p. 29、参考資料h、諸室要求P. 4 既設発電機の撤去更新 ②要求水準p33 関係法令に従い、排煙設備を設置及び撤去新設すること ③要求水準p35 既設雨水貯留槽に設置された雨水流入・流出制御弁とその制御機器類及び雨水排水ポンプ及び吐出配管について撤去新設を計画する。	質問番号5 ①の回答の考え方により、既設設備について全て更新する計画です。 ①質問番号5 ①の回答の考え方により更新する計画です。新設施設と既存施設の非常用発電設備を統合するかは指定はしません。 ②質問番号5 ①の回答の考え方により既存施設については排煙設備を撤去新設し、新設施設については新設する計画としています。 ③雨水流出抑制設備については、既設雨水貯留槽への流入配管は更新対象外とし、雨水流入・流出制御弁、その制御機器類、雨水排水ポンプ、その吐出配管について撤去更新する計画としています。
							④要求水準p35 レクリエーション広場南部に設置されている雨水ゲート弁、ゲート弁制御盤等を含めて撤去新設を行うとともに、北陸上競技場と宿泊研修棟の間に設置されている雨水排水ポンプ槽のポンプ、盤、ケーブル類についても撤去新設し、警報類についても同様とする。 ⑤要求水準p. 35 改修済みトイレの汚水槽の渡り配管、汚水排水ポンプ及びポンプ吐出配管についても撤去新設を計画すること。 ⑥要求水準p35 既存汚水槽・雨水槽・湧水槽は本事業にて清掃すること。	④レクリエーション広場南部に設置されている雨水流出抑制設備について、雨水ゲート弁、ゲート弁制御盤、ケーブル類は、既存施設の雨水流出抑制設備に関連して機能するものであり、質問番号5 ①の回答の考え方により撤去新設する計画としています。 北陸上競技場と宿泊研修棟の間に設置されている雨水排水ポンプ槽のポンプ、盤、ケーブル類については既存施設範囲外ですが、同様の考え方により撤去新設します。配管やハンドホール、桟、ポンプ槽については更新対象外です。 ⑤近年のトイレ改修工事では当該設備を更新しておらず、質問番号5 ①の考え方により撤去新設する計画としています。 ⑥北陸上競技場からの雨水流入第1槽及びそれに隣接する槽、雨水ポンプ槽、汚水槽を対象としています。位置については、参考cに記載の図面を参照ください。
							⑦諸室要求P. 4 電気室 設備基礎を含む全ての設備を撤去更新すること。 ⑧諸室要求P. 4 駐車場 清掃用に散水栓を適宜設けること。 ⑨諸室要求P. 4 管理室(1)総合盤等全ての機器配管類を撤去し、壁面塗装補修をすること。職員用トイレ内装を諸室利用できるように更新すること。	⑦電気室について、設備基礎を含む全ての設備を撤去更新する計画としています。既存の設備基礎については、新たに設備機器を設けない場合は残置することも可とします。 ⑧既存施設については、既存の散水栓、配管等の撤去更新する計画としています。新設施設については、同程度の設備をする計画としています。 ⑨管理室(1)及び職員用トイレについては、管理室内の総合盤等の撤去後、諸室利用を想定しています。諸室として利用できるように壁面塗装補修、内装更新をする計画としています。
							⑩諸室要求p. 4 男子トイレ・女子トイレ（1階・地下1階）・バリアフリートイレ 天井内設置の換気設備を撤去更新すること ⑪諸室要求p. 4 ファンルーム 設備基礎を含む全ての設備を撤去更新すること（既存駐車場換気ファンの更新） ⑫消火ポンプ室 設備基礎を含むすべての設備を撤去更新すること。	⑩質問番号5 ①の回答の考え方により更新する計画です。男子トイレ・女子トイレ（1階・地下1階）・バリアフリートイレの天井内設置の換気設備の改修範囲については、参考資料cを参照ください。 ⑪質問番号5 ①の回答の考え方により更新する計画です。設備基礎については、質問番号6 ⑦の回答を参照ください。 ⑫質問番号5 ⑩の回答を参照ください。設備基礎については、質問番号6 ⑦の回答を参照ください。

質問 番号	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
7	諸室要求事項 一覧	1				広場（共通）の芝生用 耐圧基盤土壌について	芝張り下部への芝生耐圧基盤土壌については、車両乗り入れを可能とすることが主たる目的であることは理解しております。 一方で、上記の構造性能を満足することが確認できる場合、雨水貯留浸透製品評価認定対象商品の使用に限定せず、耐圧性を主目的とした基盤構造を組み合わせた代替提案を行う余地はあるでしょうか。 なお、雨水貯留浸透機能において、芝生体制基盤土壌が果たす効果は限定的であり、要求水準に記載のある雨水流出抑制設備により、敷地全体で性能確保を図ることも合理的であると考えています。	施設の要求事項の趣旨を踏まえて、満足できる場合は提案も可とします。
8	諸室要求事項 一覧	1				広場（共通）の芝生用 耐圧基盤土壌について	車両乗り入れを可能とするために芝生用耐圧基盤を整備するというのであれば、車両乗り入れを考慮しない法面や築山等は芝生用耐圧基盤の対象外と理解してよいか、ご教示ください。	ご理解の通りです。
9	諸室要求事項 一覧	1				広場（共通）の四阿について	芝生広場および遊具広場に近接して配置が求められている四阿については、利用者の休憩、遊びの見守り等の機能を担うものと理解しております。 一方で本計画では、芝生広場および遊具広場と隣接して、これらの機能を包含する屋根付き広場の配置が求められています。 このように、四阿に求められる機能を屋根付き広場により包括的に確保する計画とした場合、四阿を個別に設置せず、大屋根により機能を代替する提案とすることは可能でしょうか。	要求水準P2（6）整備方針 エ に示す通り、原則四阿の設置をお願いします。ただし、ご質問の通り、屋根付き広場が代替として、利用者の多様な活用を制限しないという趣旨を踏まえた提案であれば可とします。
10	諸室要求事項 一覧	2				遊具広場のゴムチップ 舗装について	転落・転倒の危険性がある遊具の安全領域について、けが防止の観点からゴムチップ舗装とすることが求められている点は理解しております。 一方で、「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2024）」においては、設置面に衝撃吸収性能を確保する必要がある条件として、「高難度系遊具」を設置する場合に落下高さに見合った舗装仕様が示されていると認識しております。 このため、本要求水準における「転落・転倒の危険性がある遊具」とは、当該規準において、衝撃吸収性能の確保が必要とされる「高難度系遊具」を指すものと解釈してよいか、ご教示ください。	要求水準P2（6）整備方針 エ の目的として、多様な利用者に遊具で遊んでいただきたいということであり、高難度系遊具に限定せず、仕様を踏まえた遊具の提案をいただき、一律でゴムチップの舗装をお願いしたいです。
11	諸室要求事項 一覧	2				ミスト広場の雲海のイ メージについて	雲海をイメージしたミスト設備については、乳幼児や幼児が遊ぶ場であること、また施設用地周辺に車両通行のある道路や河川があることを踏まえると、子ども自身および保護者からの視認性を確保する観点が重要であると認識しております。 一方で、ミスト濃度が高くなる場合、視認性が低下し見守りや安全確保に影響を与える可能性があるため、透過性を確保できるよう、噴霧ノズルの設置間隔や設置密度（設置数）について適切に調整することが望ましいと考えております。 このような観点から、安全性および見守り性に配慮した計画とすることを前提に、噴霧ノズルの設置間隔および設置数について、柔軟に設定する協議の余地があるか、ご教示ください。	雲海をイメージしたミスト設備としてください。「別紙06 諸室要求事項一覧」P.2 に示した噴霧ノズルの設置数、設置間隔はそのために必要と考えています。 その上で安全性等について検討いただき、配置場所を含め、ご提案ください。 雲海をイメージしたミストとしては、昭和記念公園、大阪万博いのちパークを参考にしています。
12	設計・工事 請負契約書 （案）	12				第35条（賃金又は物価 の変動に基づく請負代 金額の変更）第3項	質問でも要望しましたが、改定する際の基準となる指標について、「建設工事費デフレーター」（国土交通省）ではなく「建築費指数」（建設物価調査会）を基準となる指標として採用していただきたい。 理由としては、建築費指数の方が建設工事デフレーターよりも実勢に近いと考えられるからです。 また、上記にとらわれずに、物価変動の実勢がより反映されている民間指標があれば、それを使って協議することも手段として残していただきたい。特に日建設計NSBPTについては内閣府の発行文書にも記載されたほか、検討をされている他事例も確認されている。 設計・公示請負契約書（案）の第35条の中では国交省の全体スライド、インフレスライド、単品スライドに準拠していると認識しているが、採用する指数も含めて、様々な選択肢を協議できるという考えで良いか？	原案の通りとします。 「建設工事費デフレーター」を採用した趣旨としては、今回の整備事業では公園、建築、設備が整備対象であり、この工事費の内容として一番近いものが「建設工事デフレーター」であると判断して採用しています。 なお、契約書（案）35条の中で急激な物価上昇がみられたときは、「建設工事デフレーター」が記載された前段の条文にとらわれずに協議ということが謳われているので、その協議自体を拒むものではありません。